

北九州市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 8 号

北九州市犯罪被害者等支援条例

犯罪は、社会秩序を乱し、個人の権利利益を侵害することで、被害者本人のみならず、その家族、そして地域社会全体にも深刻な影響を及ぼし、人間の尊厳を傷つける行為であって、断じて許されるものではない。

犯罪被害者等が再び安全で安心な日常生活を営むことができるようにするためには、地域社会全体において犯罪被害者等が直面する困難を深く認識し、その苦しみに寄り添ったきめ細やかで実効性ある支援を行うとともに、二次的被害や再被害の防止にも万全を期する必要があることを認識しなければならない。

ここに、私たちは、犯罪のない、そして犯罪を起こさせない安全で安心な社会を目指しつつ、不幸にも犯罪の被害に遭われた場合であっても、その尊厳が守られ、迅速かつ適切な支援が受けられるよう、市、市民等、事業者及び関係機関等の連携の下、市が率先して犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期の回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、市内に住所を有するものその他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活

動を行う団体をいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(6) 関係機関等 国、福岡県その他の本市以外の地方公共団体、警察、弁護士会、大学、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(7) 二次的被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策（以下「支援施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、支援施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせず、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する支援施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する支援施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等である場合は、当該犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減され、並びに当該被害に係る刑事に関する手続に適切に関与し、及び行政手続その他の手続を適切に行うことができるよう、当該犯罪被害者等の勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(総合的支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を率先して整備するものとする。

2 市は、前項に規定する支援体制の整備に当たっては、幅広い世代を含む多様な主体が参画するよう努めるものとする。

3 市が犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、必要な支援が適切かつ円滑に行われるよう、当該支援に関係する部局が相互に連携し、及び必要な情報の共有を図るものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、関係機関等との連絡調整及び相互の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的な負担の軽減)

第9条 市は、次条から第12条までに定めるもののほか、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(精神的な被害からの回復)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう、精神面の不調を来している犯罪被害者等に対し、心理に関する相談その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯

罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、日常の家事に係る支援その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等が居住の安定を図ることができるよう、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第13条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援)

第15条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該害を被ったものに対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(教育活動の推進)

第16条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、犯罪被害者等が受けた被害とその心身への影響に関する理解の促進並びに二次的被害及び再被害の発生の防止のために必要な教育活動を推進するものとする。

(広報及び啓発)

第17条 市は、日常生活を営むことが困難となっているなど犯罪被害者等が置かれている様々な状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性等について、市民等及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を迅速かつ適切に行う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第19条 市は、民間支援団体に対し、基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、市が実施する支援施策に係る情報の提供その他の必要な支

援を行うものとする。

(意見等の反映)

第20条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者及び市民等からの意見、要望等を把握し、支援施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第21条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。